

消防署所等適正配置計画

平成 24 年 1 月

高松市消防局

目 次

○はじめに	1
○消防局の変遷	1
○火災・救急・救助件数の推移	2
○消防庁舎耐震の概要	4
○適正配置調査等	5
○適正配置の検討	6
○適正配置計画	7
○資 料	9

1 はじめに

本市消防局は、昭和 23 年に消防本部を設置以来、都市化の進展や市町合併による人口増加、消防事務受託などを踏まえ、現在の 1 局、5 消防署、4 分署、5 出張所、1 救急ステーション、消防職員定数 500 名、消防車両 94 台、救急艇 1 艇の組織を形成し、年間約 200 件余りの火災と約 21,000 件の救急事案、さらには救助、災害警戒などの事案に対処している。

また、住民意識の多様化と高齢化の進展等による救急事案の増加、NBC 災害などの特殊災害に加え、東南海・南海地震の発生を想定した、大規模災害時における広域的な消防体制の構築などが求められており、消防機関の責務はますます大きなものとなっている。

2 消防局の変遷

昭和 23 年に消防組織法が施行され、同年に内町に消防本部および消防署を設置以降、庁舎開設などの経過について表したのが、以下の表である。

年 月	事 項
S23/12	内町に消防本部、消防署設置
S29/8	五番町に消防本部、消防署移転
S44/2	南消防署開設、2 署体制となる
S44/2	仏生山出張所開設
S45/7	川添出張所開設
S45/7	円座出張所開設
S49/3	山田出張所開設
S49/7	宮脇町に消防局・北消防署合同庁舎移転
S54/4	東消防署開設、救急業務開始
S55/4	仏生山出張所庁舎完成、移転
S55/4	川添出張所庁舎完成、移転
S56/4	西消防署開設、救急業務開始
S56/4	朝日分署開設
S57/10	綾歌東部分署開設
S58/3	円座出張所庁舎完成、移転
S58/10	国分寺出張所開設
S59/4	太田出張所開設
H6/11	東消防署庁舎増築
H8/3	円座出張所増築
H11/11	消防局・北消防署合同庁舎耐震工事完了
H14/1	綾川（綾歌東部）分署庁舎耐震工事完了
H14/7	西消防署庁舎耐震工事完了
H22/1	三木消防署庁舎耐震工事完了
H22/4	太田・仏生山出張所を南消防署に機能統合し、多肥下町に移転 東ハゼ救急ステーション開設

3 火災・救急・救助件数の推移

昭和 23 年 3 月に消防組織法が施行されて以来、「消防は、施設および人員を活用して、国民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、水火災または災害を防除し、およびこれらの災害による被害を軽減することのほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」を任務とし、高度化・複雑化する災害現場に対応できる体制整備に努め、現在に至っている。

救急業務については、より質の高い救急業務を実施するため、すべての救急隊に、自動体外式除細動器（AED）などの高度救命資機材を配備した、高規格救急自動車を導入するとともに、計画的に救急救命士の増員を図っている。

また、応急手当普及啓発活動実施要綱に基づく、応急手当普及啓発活動を実施するとともに、「まちかど救急ステーション標章交付制度」を導入し、心肺停止傷病者に対する救命率の向上に努めている。

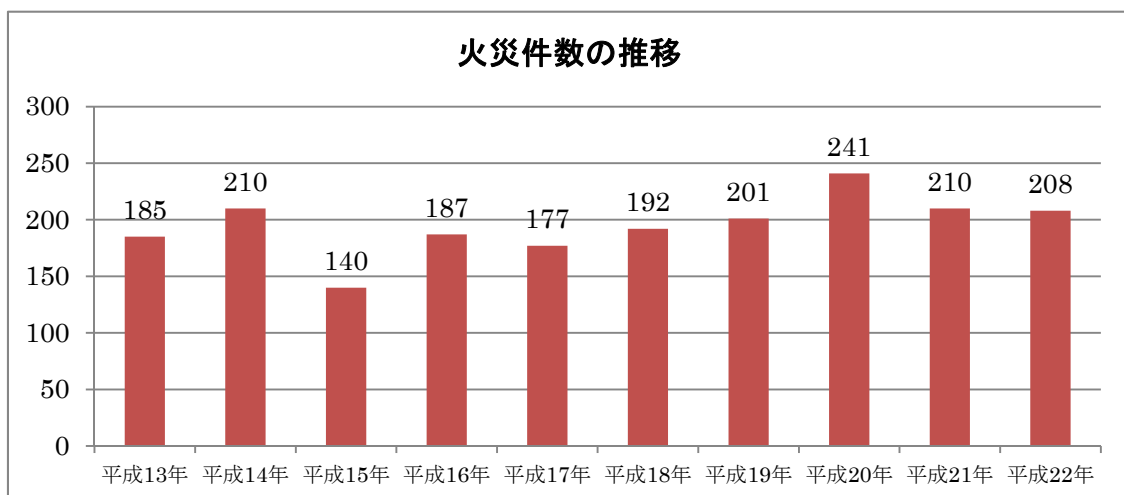
平成 23 年 1 月より、本市離島における救急搬送体制を構築するため、救急艇を導入し、運用を開始するとともに、同年 4 月から、瀬戸・高松広域定住自立圏域のうち、土庄・小豆島・直島町と救急搬送に関する協定を締結し、救急艇を活用した救急患者の搬送を行っている。

救助業務については、複雑多様化する都市型災害や大規模災害に対応するため、平成 20 年 3 月に、高度な救助技術や知識を有する隊員と救助資機材を装備した高度救助隊（スーパーアロー）を結成し、多くの救助事案に対応している。

さらに、平成 23 年 2 月 22 日にニュージーランドで発生した地震災害に対し、国際緊急援助隊の一員として、隊員 2 名を派遣するとともに、同年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、緊急消防援助隊を初めて派遣するなど、広域的な応援体制を実践し、成果をあげている。

(1) 火災件数

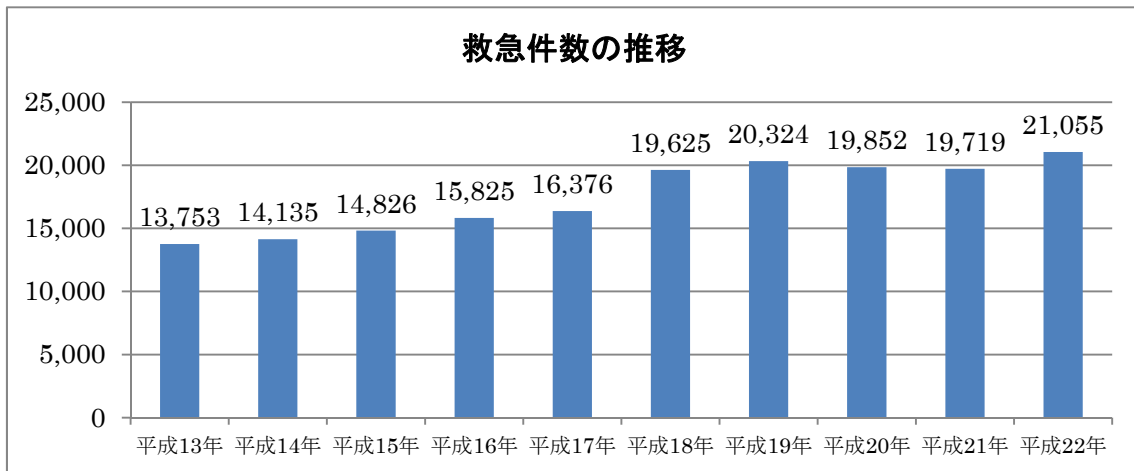
火災件数は、200 件前後で推移しており、発生原因はたき火が最も多く、次いで放火あるいは放火の疑い、たばこの順になっている。



(2) 救急件数

救急件数は、昭和 38 年の業務開始以来、年々増加し、平成 18 年以降、約 20,000 件で推移しており、今後、少子高齢化、核家族化の進展により、救急需要は増加するものと考えられる。

本市救急隊は、業務開始当時 1 隊で運用していたが、出場件数の増加に伴い、現在では 14 隊を運用している。



(3) 救助件数

平成 22 年の救助件数は 135 件発生し、活動状況の内訳としては、交通事故が最も多く、全体の 65%にあたる 88 件出場しているほか、建物や機械による事故が多く発生している。

また、救助隊は、多様化する社会情勢に伴い、発生が予測される特異事故などに対処するため、救助工作車、はしご車、化学自動車などを効率的に運用するとともに、特殊な装備を最大限に活用し、人命救助に当たっている。

事故別救助活動状況（平成 22 年）

区分	火災	交通事故	水難事故	機械事故	建物事故	酸欠事故	その他	計
出場件数	10	88	9	8	10	1	9	135
出場人員	679	1,470	228	148	129	21	106	2,781
救出人員	2	54	8	4	12	1	7	88

4 消防庁舎耐震の概要

(1) 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、被害を大きくした要因のひとつとして、防災基盤施設である消防防災機関の庁舎に被害があったことによる防御行動の立ち遅れ、通信設備や電源設備の被害による情報伝達の遅れ、さらには二次災害に対する安全性の欠如などが指摘された。

また、官公庁施設も多くの被害を受け、災害対策活動のみならず、行政サービスの提供にも重大な支障が生じ、結果として官公庁施設の防災拠点としても機能が果たせなかった事例も数多く見られたことから、平成8年に「官庁施設の総合耐震計画基準（平成8年10月24日 建設省営計発第100号）」が制定され、本市においても、これに基づく消防庁舎の耐震化を推進することとした。

まず、消防業務を受託している綾川・三木町（以下「受託町」という。）の三木消防署、綾川分署を除く署所のうち、大規模地震発生時における災害活動のための資機材等の配備状況などにより、署・分署を災害時の消防活動拠点として機能すべき施設と位置づけ、「消防力の整備指針（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）」第2条第1項第1号に規定する市街地にある局・北消防署、南消防署、東消防署、西消防署、朝日分署庁舎について、次の耐震安全性の分類により、耐震診断を実施した。

ア 構造体：Ⅰ類

大地振動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

イ 建築非構造部材：A類

大地振動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

ウ 建築設備：甲類

大地振動後の人命の安全確保および二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

(2) 次に、香川・牟礼分署については、次の耐震安全性の分類により、耐震診断を実施した。

ア 構造体：Ⅱ類

大地振動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。

イ 建築非構造部材：A類

大地振動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。

ウ 建築設備：甲類

大地振動後の人命の安全確保および二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

- (3) 耐震診断の結果、各庁舎における緊急度に違いがあるものの、耐震補強または改修を要するとされたため、平成 11 年度に局・北消防署、平成 14 年度に西消防署の耐震工事等を実施した。(受託町の庁舎については、綾川町が平成 13 年度に綾川分署を、三木町が平成 21 年度に三木消防署を耐震化した。)

また、南消防署については、庁舎の老朽化により耐震補強・改修が困難とされ、東消防署については、敷地が狭あいで、庁舎設備の老朽化が進んでいるうえ、地震により倒壊するおそれがあるとされた。

さらに、朝日分署については、耐震壁などの補強に加え、液状化対策による地盤改良なども必要となり、耐震補強・改修に多額の費用を要することから、これらの署所の移転整備等について検討することとした。

【資料 1】消防庁舎耐震の概要 (P. 9)

5 適正配置調査等

- (1) 移転整備の検討に伴い、本市管轄区域における消防力の効率的な活用を図るため、耐震補強等が完了していない署所(南・東消防署、朝日分署)を対象とした適正配置等について、平成 14 年度、財団法人消防科学総合センターに委託し、調査結果報告書(以下「報告書」という。)を作成した。

この報告書を基として、南消防署管内については、太田・仏生山出張所を南消防署に機能統合したうえで、多肥下町に移転整備することとしたものの、管内における消防サービス、特に救急需要の増加に対応するため、学識経験者や地域住民代表で構成された消防防災等のあり方検討委員会を設置し、平成 20 年度から 21 年度まで署所のあり方について検討・審議を行った。

この結果、南消防署の跡地に東ハゼ救急ステーションを設置するという答申が出されたため、本市において検討を行い、平成 22 年度から太田・仏生山出張所を南消防署に機能統合し多肥下町に移転した後、旧南消防署跡地に、東ハゼ救急ステーションを設置することとした。

なお、東ハゼ救急ステーションについては、平成 22 年度に旧南消防署庁舎を撤去し、23 年度にステーション庁舎を建設、24 年度から跡地での運用を開始するため、それまでの間は、周辺の仮施設で運用することとした。

- (2) 東消防署および朝日分署の移転整備等については、平成 17 年度の市町合併などによる管轄区域の拡大を受け、東消防署、朝日分署および川添出張所や、本市消防屯所の配置状況を踏まえたうえで、効率的な消防体制を構築するため、

平成 21 年度から 22 年度にかけて、財団法人消防科学総合センターに委託し、消防力適正配置調査報告書（以下「調査報告書」という。）を作成した。

この調査報告書において、消防署所のうち、東消防署、朝日分署および川添出張所の適正配置について、消防団における方面隊の管轄区域までの平均走行時間による運用効果を算定した結果、次のとおり 3 つの案が提案された。

ア 東消防署・朝日分署・川添出張所の 3 署所適正

イ 東消防署・川添出張所の 2 署所を統合適正（朝日分署は現在地）

ウ 朝日分署を移転、東消防署・川添出張所の 2 署所を統合適正

また、消防屯所については、整理検討地区および補強検討地区を抽出するとともに、屯所間の直線距離を基に、近接性について整理を行った結果、対象となる消防屯所が抽出された。

【資料 2】消防力適正配置調査報告書（P. 10～20）

6 適正配置の検討

調査報告書を基として、学識経験者や地域住民代表で構成された、高松市消防防災等のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）において、検討・審議を行った結果、消防署所の適正配置について、「朝日分署を南方に移転するとともに、東消防署と川添出張所を統合し適正配置」する案が、最も適当であるとされ、付帯事項として、次の項目があげられた。

- ・東消防署と川添出張所の統廃合により、走行時間に遅れが生じる地区については、消防団や自主防災組織などの充実を図り、消防力の低下を招かないよう、体制整備に努めること。

- ・朝日分署の移転について、救急艇の運用に支障がないよう、体制整備に努めること。

- ・移転候補地は、大規模災害発生時においても、災害活動の拠点施設として機能できる場所とし、庁舎等については、可能な限り震災対策を講じること。

- ・東南海・南海地震に備え、優先順位を決め、早急に整備すること。

- ・署所の機能統合により、消防隊の到着時間が遅くなる地域について、地元が納得できる説明が必要である。

また、消防屯所の適正配置については、「それぞれの消防団は、結成や運営について、歴史的な経緯があり、消防屯所の新設や統廃合には、地域の実情や、その地域の住民の意見集約が前提となることから、屯所の統廃合等については、分団長会などにより、今回の調査結果を参考にして、議論をすすめる必要がある。」とされた。

【資料 3】適正配置の経過（P. 21）

【資料 4】消防力適正配置に関する意見書

7 適正配置計画

調査報告書および委員会における意見を基として、本市における消防署所等の適正配置計画を、次のとおり策定する。

(1) 消防署所の適正配置

朝日分署を南方へ移転し、東消防署と川添出張所を機能統合して、移転整備する。(調査報告書ウ案)

ア 実施に向けての取り組み

- (ア) 移転整備に関する説明会等を実施し、地域住民の理解を得る。
- (イ) 消防職員の適正配置を図るとともに、効率的な消防力を展開するため、まず、東消防署と川添出張所を機能統合して移転整備した後、朝日分署の移転整備を行う。
- (ウ) 機能を統合することにより、走行時間に遅れが生じる地区については、自主防災組織を重点的に結成し、地域防災力の向上に努めるほか、消防団員の増員や、消防団の拠点施設を計画的に整備することにより、消防力の拡充を図る。
- (エ) 東消防署および朝日分署の移転先については、適正位置（東消防署：春日町宮の原交差点、朝日分署：福岡町一丁目交差点）を中心としたおおむね半径1 km以内で、緊急出場に支障が生じない用地を確保する。
 - a 東消防署用地については、高松市道室町新田線に隣接した土地、約2,500㎡を買収する。
 - b 朝日分署用地については、他部局の市有地の所管換えを検討する。
- (オ) 東消防署および川添出張所跡地について、庁内利用がなければ売却し、財源確保に努める。

イ 整備スケジュール

年度	東消防署	朝日分署
24	庁舎基本構想 用地購入・造成設計	
25	用地造成工事 庁舎基本・実施設計	用地選定
26	庁舎整備工事	庁舎基本・実施設計
27	庁舎整備工事	庁舎整備工事
28	開 署	庁舎整備工事
29		開 署

【資料5】消防署所の適正配置（P. 22～23）

(2) 消防屯所の適正配置

消防屯所は、消防団の活動の中心となるものであり、消防団員は地域に居住または勤務する住民により構成され、地域に密着し、地理や住民の居住先等の地域情報を十分に把握していることから、「自らの地域は自らで守る」という地域の防災力にとっては、非常に重要な役割を担っている。

また、それぞれの分団においては、結成や運営について歴史的な経緯があり、消防屯所の新設や統廃合には、地域の実情やその地域の住民の意見集約が前提となることから、消防力適正配置調査結果については、分団長会議等で議論を深め、今後の移転整備の際の資料とする。

資 料

消防庁舎耐震の概要

【資料1】

1	庁舎名	消防局 北消防署合同庁舎	所在地	宮脇町一丁目2番34号	構造	RC造地下1階 地上4階建	建築	S49	延面積 (㎡)	4,937.86	敷地面積 (㎡)	2,039.01
	耐震 改修	H11	診断結果 または処置	RC造耐震壁により補強済							耐震 診断	H8
2	庁舎名	朝日分署	所在地	朝日新町1番16号	構造	RC造地上2階建	建築	S56	延面積 (㎡)	672.62	敷地面積 (㎡)	560.00
	耐震 改修	未実施	診断結果 または処置	RC造耐震壁等による補強や、液状化対策による地盤改良などについて、可逆的速やかに改修等の措置を講じる必要がある。							耐震 診断	H11
3	庁舎名	南消防署	所在地	多肥下町1530番地16	構造	RC造地上5階建	建築	H22	延面積 (㎡)	3,163.63	敷地面積 (㎡)	3,644.47
	耐震 改修	-	診断結果 または処置	移転改築							耐震 診断	H8
4	庁舎名	香川分署	所在地	香川町川東上947番地1	構造	RC造地上2階建	建築	S53	延面積 (㎡)	544.55	敷地面積 (㎡)	1,658.42
	耐震 改修	未実施	診断結果 または処置	災害時活動拠点施設としての機能を確保するためには、改修等の措置を講じる必要があるものの、基礎構造および建築設備に問題はない。							耐震 診断	H19
5	庁舎名	円座出張所	所在地	円座町1035番地1	構造	RC造地上2階建	建築	S58	延面積 (㎡)	222.40	敷地面積 (㎡)	639.86
	耐震 改修	-	診断結果 または処置	-							耐震 診断	-
6	庁舎名	塩江出張所	所在地	塩江町安原上東390番地1	構造	鉄骨造平家建	建築	H17	延面積 (㎡)	165.75	敷地面積 (㎡)	380.00
	耐震 改修	-	診断結果 または処置	-							耐震 診断	-
7	庁舎名	東ハゼ救急ステーション	所在地	東ハゼ町17番地8	構造	RC造平家建	建築	H23 建築	延面積 (㎡)	199.11	敷地面積 (㎡)	1,249.96
	耐震 改修	-	診断結果 または処置	-							耐震 診断	-
8	庁舎名	東消防署	所在地	高松町91番地7	構造	RC造地上3階建	建築	S54	延面積 (㎡)	828.05	敷地面積 (㎡)	788.62
	耐震 改修	未実施	診断結果 または処置	3階および1階について、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または倒壊する恐れがある。							耐震 診断	H8
9	庁舎名	牟礼分署	所在地	牟礼町牟礼3720番地328	構造	RC造地上2階建	建築	S53	延面積 (㎡)	544.55	敷地面積 (㎡)	1,965.68
	耐震 改修	未実施	診断結果 または処置	災害時活動拠点施設としての機能を確保するためには、改修等の措置を講じる必要があるものの、基礎構造および建築設備に問題はない。							耐震 診断	H19
10	庁舎名	川添出張所	所在地	元山町124番地5	構造	RC造地上2階建	建築	S56	延面積 (㎡)	224.52	敷地面積 (㎡)	509.66
	耐震 改修	-	診断結果 または処置	-							耐震 診断	-
11	庁舎名	山田出張所	所在地	川島本町191番地3	構造	RC造地上2階建	建築	S49	延面積 (㎡)	296.20	敷地面積 (㎡)	494.89
	耐震 改修	-	診断結果 または処置	-							耐震 診断	-
12	庁舎名	西消防署	所在地	香西南町603番地1	構造	RC造地上2階建	建築	S56	延面積 (㎡)	748.83	敷地面積 (㎡)	3,089.32
	耐震 改修	H14	診断結果 または処置	RC造耐震壁により補強済							耐震 診断	H8
13	庁舎名	国分寺出張所	所在地	国分寺町新名695番地4	構造	RC造地上2階建	建築	S58 H17増築	延面積 (㎡)	695.81	敷地面積 (㎡)	664.00
	耐震 改修	-	診断結果 または処置	-							耐震 診断	-
14	庁舎名	綾川分署	所在地	綾川町山田下1160番地1	構造	RC造地上2階建	建築	S57	延面積 (㎡)	815.03	敷地面積 (㎡)	2,682.51
	耐震 改修	H14	診断結果 または処置	RC造耐震壁により補強済（綾川町）							耐震 診断	綾川町で 実施
15	庁舎名	三木消防署	所在地	三木町大字氷上373番地2	構造	RC造地上2階建	建築	S52	延面積 (㎡)	1,051.31	敷地面積 (㎡)	1,207.91
	耐震 改修	H21	診断結果 または処置	RC造耐震壁により補強済（三木町）							耐震 診断	三木町で 実施

消防力適正配置調査報告書

- 消防署所の適正配置について
- ア案 東・朝日・川添の3署所適正



東・朝日・川添の3署所を適正配置しており、現状と同じ署所数での守備体制となる。

東消防署は同位置、朝日分署は1km程東寄り、川添出張所は0.5km程北寄りに設置されているが、概ね現状と同配置といえる。

車両配置は、各署所とも現行と同じ消防力配置として算定した。

当該署所からの走行時間
(東・朝日・川添の3署所適正)

方面隊名称	世帯数	到着できる建物火災(累積.%)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	9分以内	
第1方面隊	37,503	99 (3)	100 -	100 -	100 -	2.8 -
第2方面隊	31,396	68 -	94 -	100 -	100 -	3.8 -
第3方面隊	15,345	75 -	95 -	99 -	100 -	3.5 -
第4方面隊	31,471	89 (19)	97 (2)	100 -	100 -	3.1 (-0.5)
第5方面隊	19,247	74 (-6)	90 (-2)	96 (-1)	98 (-1)	3.6 (0.2)
第6方面隊	23,517	73 -	92 -	97 -	98 -	3.6 -
第7方面隊	10,904	34 -	62 -	90 -	97 -	5.1 -
第8方面隊	9,265	46 -	62 (1)	85 (1)	96 (1)	4.6 (-0.1)
三木町	11,065	26 -	48 -	81 -	94 -	6.0 -
綾川町	9,237	53 -	78 -	91 -	95 -	4.6 -
全 域	198,950	73 (3)	89 -	96 -	99 -	3.7 (-0.1)

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

直近署所からの走行時間をみると、指標とした4.5分以内の到着比率は3ポイント増加し73%となっている。署所をわずかずつ移転することで、運用効果を向上させることはできるが概ね現状位置であることから、既に3署所としては現状で適正配置できていることがわかる。

第2着消防隊の走行時間
(東・朝日・川添の3署所適正)

方面隊名称	世帯数	到着できる建物火災(累積.%)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	9分以内	
第1方面隊	37,503	98 (2)	100 -	100 -	100 -	2.8 -
第2方面隊	31,396	61 -	83 -	95 -	99 -	4.2 -
第3方面隊	15,345	1 -	16 -	45 -	88 -	7.4 -
第4方面隊	31,471	70 (16)	96 (3)	100 (1)	100 -	3.6 (-0.4)
第5方面隊	19,247	24 (-3)	60 -	83 (-1)	92 (-1)	5.8 -
第6方面隊	23,517	43 -	55 -	66 -	85 -	5.6 -
第7方面隊	10,904	0 -	0 -	8 -	41 -	10.2 -
第8方面隊	9,265	13 (-4)	39 (-9)	58 (-1)	72 (-2)	7.3 (0.3)
三木町	11,065	0 -	0 -	12 -	30 -	11.1 -
綾川町	9,237	53 -	76 -	91 -	94 -	4.8 -
全 域	198,950	50 (2)	67 -	78 -	88 (-1)	5.3 -

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

次いで、第2着消防隊の走行時間をみると、4.5分以内の到着比率は2ポイント増加し50%となっている。全域ではほとんど変化はないが、第4方面隊（木太・古高松・屋島）はわずかに走行時間が短縮し、第8方面隊（牟礼・庵治）はわずかに長くなっている。

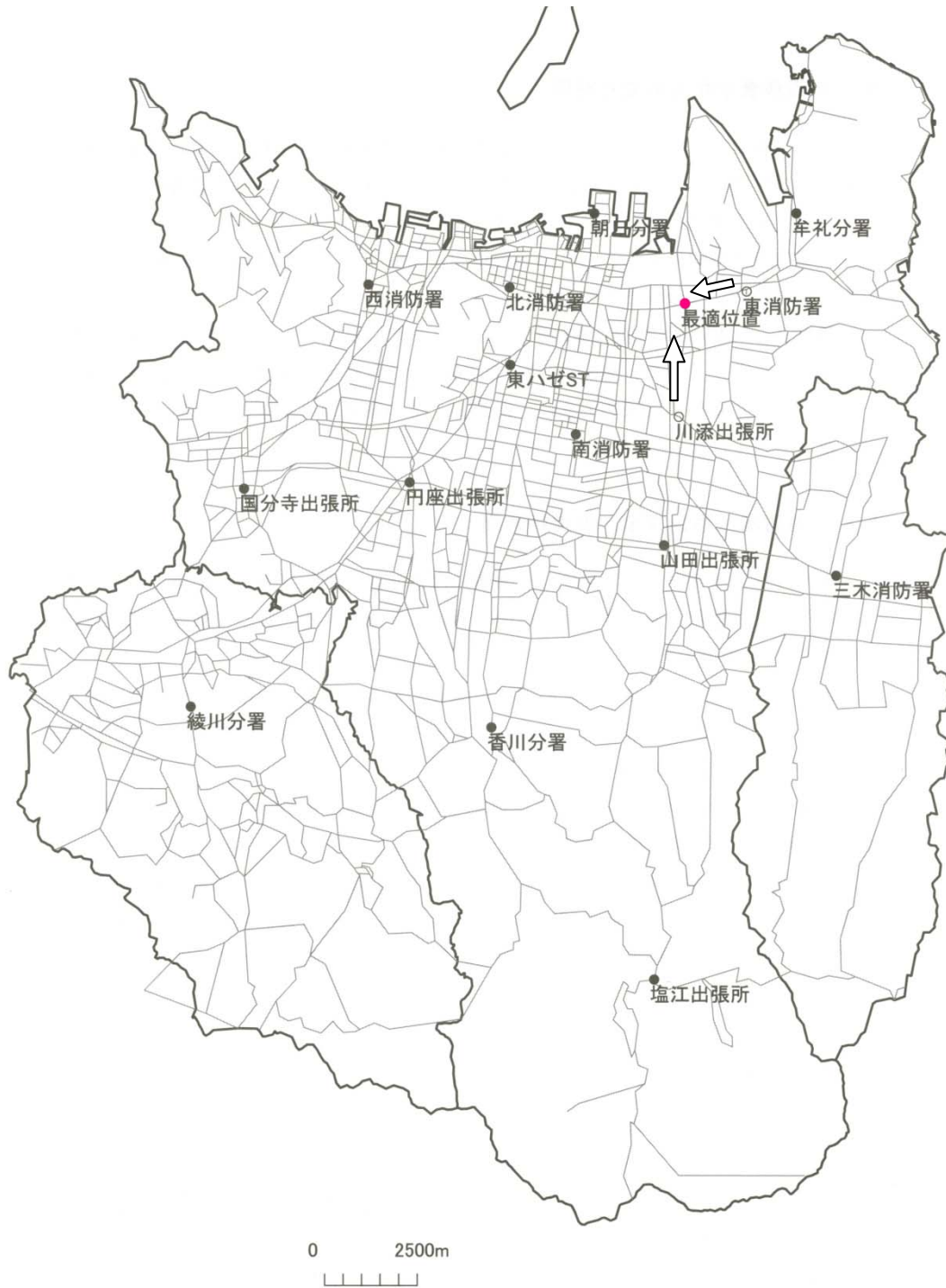
救急隊（救急車）の走行時間
（東・朝日・川添の3署所適正）

方面隊名称	救急件数	到着できる救急事案(累積.%)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	9分以内	
第1方面隊	15,690	95 (1)	100 -	100 -	100 -	3.4 (0.2)
第2方面隊	9,419	85 -	96 -	100 -	100 -	3.1 -
第3方面隊	4,274	73 -	95 -	99 -	100 -	3.9 -
第4方面隊	6,885	62 (18)	96 (2)	99 (-1)	100 -	4.0 (-0.4)
第5方面隊	4,279	42 -	66 (2)	87 -	95 -	5.1 -
第6方面隊	6,478	67 -	85 -	94 -	98 -	4.2 -
第7方面隊	4,113	23 -	57 -	91 -	97 -	5.6 -
第8方面隊	2,454	28 -	56 (1)	82 (1)	96 (1)	5.6 -
三木町	3,515	18 -	42 -	75 -	92 -	6.5 -
綾川町	2,684	38 -	65 -	87 -	93 -	5.4 -
全 域	59,791	71 (2)	87 -	96 -	99 (1)	4.1 (0.1)

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

救急隊の走行時間をみると、4.5分以内の到着比率は2ポイント増加し71%となっている。全域ではほとんど変化はない。

イ案 東・川添の2署所を統合適正（朝日は現在地）



朝日は現在地において、東・川添の2署所を統合して適正配置しており、現状より1所減じた数での守備体制となる。

統合した署所の適正位置は、東消防署の1.5km程西寄り、川添出張所の2.5km程北寄りに設置されており、国道11号線片田交差点の南側の交差点付近となる。

車両配置は、統合した署所には東消防署相当の消防力を有することと考え、消

防隊2, 救急隊1を配置することとして算定した。

当該署所からの走行時間
(東・川添の2署所を統合)

方面隊名称	世帯数	到着できる建物火災(累積. %)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	9分以内	
第1方面隊	37,503	98 (2)	100 -	100 -	100 -	2.8 -
第2方面隊	31,396	68 -	94 -	100 -	100 -	3.8 -
第3方面隊	15,345	75 -	95 -	99 -	100 -	3.5 -
第4方面隊	31,471	82 (12)	96 (1)	99 (-1)	100 -	3.5 (-0.1)
第5方面隊	19,247	59 (-21)	86 (-6)	96 (-1)	98 (-1)	4.2 (0.8)
第6方面隊	23,517	73 -	92 -	97 -	98 -	3.6 -
第7方面隊	10,904	34 -	62 -	90 -	97 -	5.1 -
第8方面隊	9,265	46 -	60 (-1)	81 (-3)	93 (-2)	4.8 (0.1)
三木町	11,065	26 -	48 -	81 -	94 -	6.0 -
綾川町	9,237	53 -	78 -	91 -	95 -	4.6 -
全 域	198,950	71 (1)	88 (-1)	96 -	99 -	3.8 -

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は±0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

直近署所からの走行時間をみると、指標とした4.5分以内の到着比率は1ポイント増加し71%となっており、平均走行時間は変わらない。また、第5方面隊(川添・林・前田・川島・十河・東植田・西植田)では4.5分以内の到着比率は21ポイント減少し59%となっており、変化が比較的大きい。ただし、この運用効果は他の方面隊と比べて極端に遅いものではない。

第2着消防隊の走行時間
(東・川添の2署所を統合)

方面隊名称	世帯数	到着できる建物火災(累積. %)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	9分以内	
第1方面隊	37,503	98 (2)	100 -	100 -	100 -	2.8 -
第2方面隊	31,396	61 -	83 -	95 -	99 -	4.2 -
第3方面隊	15,345	1 -	16 -	45 -	88 -	7.4 -
第4方面隊	31,471	81 (27)	95 (2)	98 (-1)	100 -	3.6 (-0.4)
第5方面隊	19,247	26 (-1)	55 (-5)	81 (-3)	92 (-1)	5.9 (0.1)
第6方面隊	23,517	43 -	55 -	66 -	85 -	5.6 -
第7方面隊	10,904	0 -	0 -	8 -	41 -	10.2 -
第8方面隊	9,265	0 (-17)	11 (-37)	33 (-26)	55 (-19)	9.2 (2.2)
三木町	11,065	0 -	0 -	12 -	30 -	11.1 -
綾川町	9,237	53 -	76 -	91 -	94 -	4.8 -
全 域	198,950	52 (4)	65 (-2)	76 (-2)	88 (-1)	5.3 -

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は±0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

次いで、第2着消防隊の走行時間をみると、4.5分以内の到着比率は4ポイント増加し52%となっている。ただし、それ以降の到着比率はわずかに低下しているものの、平均走行時間は変わらない。これは東消防署が西に移転することで第8

方面隊（牟礼・庵治）の平均走行時間が長くなっているものの、第4方面隊では短くなっていることによるものである。

救急隊（救急車）の走行時間
（東・川添の2署所を統合）

方面隊名称	救急件数	到着できる救急事案(累積.%)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	9分以内	
第1方面隊	15,690	96 (2)	100 -	100 -	100 -	3.2 -
第2方面隊	9,419	85 -	96 -	100 -	100 -	3.1 -
第3方面隊	4,274	73 -	95 -	99 -	100 -	3.9 -
第4方面隊	6,885	79 (35)	96 (2)	98 (-2)	100 -	3.8 (-0.6)
第5方面隊	4,279	44 (2)	68 (4)	87 -	95 -	5.0 (-0.1)
第6方面隊	6,478	67 -	85 -	94 -	98 -	4.2 -
第7方面隊	4,113	23 -	57 -	91 -	97 -	5.6 -
第8方面隊	2,454	26 (-2)	50 (-5)	70 (-11)	91 (-4)	6.0 (0.4)
三木町	3,515	18 -	42 -	75 -	92 -	6.5 -
綾川町	2,684	38 -	65 -	87 -	93 -	5.4 -
全 域	59,791	73 (4)	87 -	95 (-1)	98 -	4.0 -

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

救急隊の走行時間をみると、4.5分以内の到着比率は4ポイント増加し73%、平均走行時間は変わらない。第4方面隊（木太・古高松・屋島）では走行時間は0.6分短縮し、第8方面隊（牟礼・庵治）では0.4分長くなっている。

ウ案 朝日を移転，東・川添の2署所を統合適正



朝日を現状位置の南側に移転したうえで東・川添の2署所を統合して適正配置しており，現状より1所減じた数での守備体制となる。

まず朝日分署の位置は，瀬戸大橋通りの福岡町1丁目交差点付近に移転している。その上で統合した署所の適正位置は，東消防署の2.0km程南西寄り，川添出張所の1.5km程北寄りに設置されており，県道10号線宮之原交差点付近となる。

車両配置は，統合した署所には東消防署相当の消防力を有することと考え，消

防隊2, 救急隊1, 朝日分署は現行と同じ消防力配置として算定した。

当該署所からの走行時間
(朝日を移転し、東・川添の2署所を統合)

方面隊名称	世帯数	到着できる建物火災(累積. %)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	9分以内	
第1方面隊	37,503	99 (3)	100 -	100 -	100 -	2.4 (-0.4)
第2方面隊	31,396	68 -	94 -	100 -	100 -	3.8 -
第3方面隊	15,345	75 -	95 -	99 -	100 -	3.5 -
第4方面隊	31,471	76 (6)	93 (-2)	98 (-2)	100 -	4.0 (0.4)
第5方面隊	19,247	72 (-8)	89 (-3)	96 (-1)	98 (-1)	3.9 (0.5)
第6方面隊	23,517	73 -	92 -	97 -	98 -	3.6 -
第7方面隊	10,904	34 -	62 -	90 -	97 -	5.1 -
第8方面隊	9,265	46 -	61 -	83 (-1)	95 -	4.7 -
三木町	11,065	26 -	48 -	81 -	94 -	6.0 -
綾川町	9,237	53 -	78 -	91 -	95 -	4.7 (0.1)
全 域	198,950	71 (1)	88 (-1)	96 -	99 -	3.8 -

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

直近署所からの走行時間をみると、指標とした4.5分以内の到着比率は1ポイント増加し71%となっており、平均走行時間は変わらない。第5方面隊(川添・林・前田・川島・十河・東植田・西植田)では4.5分以内の到着比率は8ポイント減少し72%、平均走行時間は0.5分長くなり、第4方面隊(木太・古高松・屋島)では平均走行時間は0.4分長くなる。いずれも変化は比較的小さく、運用効果は他の方面隊と比べて同程度を維持している。

第2着消防隊の走行時間
(朝日を移転し、東・川添の2署所を統合)

方面隊名称	世帯数	到着できる建物火災(累積. %)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	9分以内	
第1方面隊	37,503	99 (3)	100 -	100 -	100 -	2.4 (-0.4)
第2方面隊	31,396	61 -	83 -	95 -	99 -	4.2 -
第3方面隊	15,345	1 -	16 -	45 -	88 -	7.4 -
第4方面隊	31,471	66 (12)	90 (-3)	96 (-3)	98 (-2)	4.3 (0.3)
第5方面隊	19,247	38 (11)	61 (1)	82 (-2)	92 (-1)	5.5 (-0.3)
第6方面隊	23,517	43 -	55 -	66 -	85 -	5.6 -
第7方面隊	10,904	0 -	0 -	8 -	41 -	10.2 -
第8方面隊	9,265	0 (-17)	1 (-47)	14 (-45)	40 (-34)	10.3 (3.3)
三木町	11,065	0 -	0 -	12 -	30 -	11.1 -
綾川町	9,237	53 -	76 -	91 -	94 -	4.8 -
全 域	198,950	51 (3)	64 (-3)	75 (-3)	87 (-2)	5.4 (0.1)

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

次いで、第2着消防隊の走行時間をみると、4.5分以内の到着比率は3ポイント増加し51%となっている。ただし、それ以降の到着比率はわずかに低下し、平均

走行時間も0.1分長くなっている。これは東消防署が西に移転することで第8方面隊（牟礼・庵治）の平均走行時間が長くなっていることが要因である。

救急隊（救急車）の走行時間
（朝日を移転し、東・川添の2署所を統合）

方面隊名称	救急件数	到着できる救急事案(累積.%)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	6分以内	7.5分以内	9分以内	
第1方面隊	15,690	98 (4)	100 -	100 -	100 -	2.7 (-0.5)
第2方面隊	9,419	85 -	96 -	100 -	100 -	3.1 -
第3方面隊	4,274	73 -	95 -	99 -	100 -	3.9 -
第4方面隊	6,885	80 (36)	94 -	98 (-2)	100 -	4.0 (-0.4)
第5方面隊	4,279	50 (8)	70 (6)	88 (1)	95 -	4.9 (-0.2)
第6方面隊	6,478	69 (2)	86 (1)	94 -	98 -	4.1 (-0.1)
第7方面隊	4,113	23 -	57 -	91 -	97 -	5.6 -
第8方面隊	2,454	25 (-3)	50 (-5)	72 (-9)	93 (-2)	6.0 (0.4)
三木町	3,515	18 -	42 -	75 -	92 -	6.5 -
綾川町	2,684	39 (1)	66 (1)	87 -	93 -	5.4 -
全 域	59,791	75 (6)	87 -	95 (-1)	98 -	3.8 (-0.2)

※括弧内は現状配置との差分、累積比率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

救急隊の走行時間をみると、4.5分以内の到着比率は6ポイント増加し75%、平均走行時間は0.2分短縮している。第8方面隊（牟礼・庵治）では走行時間は0.4分長くなるが、第1（東部・西部・南部・北部）、第4（木太・古高松・屋島）、第5方面隊（川添・林・前田・川島・十河・東植田・西植田）、第6方面隊（弦打・鬼無・香西・下笠居・国分寺）では0.1～0.5分短縮している。

エ まとめ

東・朝日・川添の3署所の適正配置を検討したところ、現状と同じく3署所で守備するのであれば現状署所は概ね適正位置に配置されていることが分かる。

この地域を2署所で配置することを考え、東消防署と川添出張所の統合位置を考えた場合、概して東消防署の西側、川添出張所の北側に適正位置が求められた。なお、このとき朝日分署は現状位置よりも南側に移転して利便性を向上させることが、地域の消防力向上に寄与することになる。

署所を統合することで1出張所を減じてはいるが、運用効果は消防局全体としては大きな変化は見られなかった。

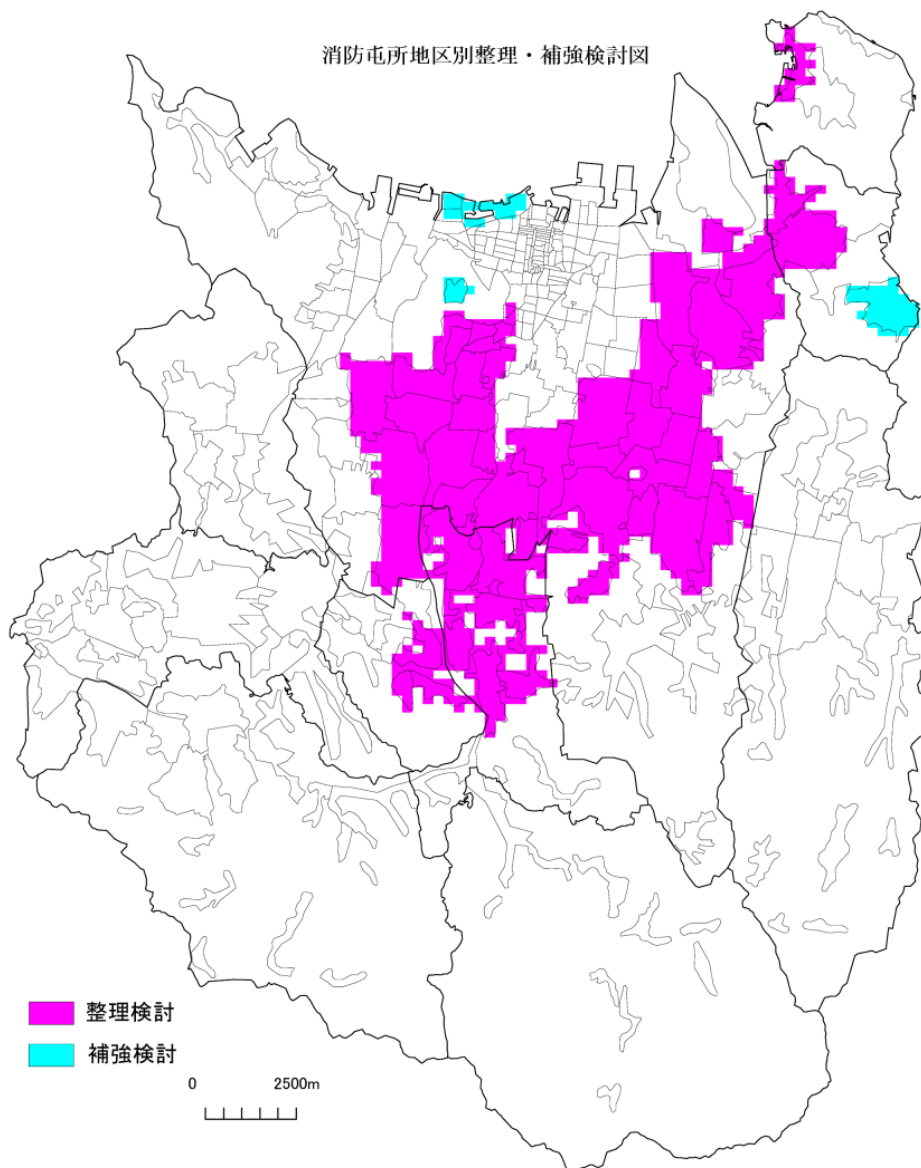
ただし、各方面隊別には変化が見られた。第5方面隊（川添・林・前田・川島・十河・東植田・西植田）では直近署所が遠くなる一方で、第2着ポンプ隊及び救急隊の走行時間は改善している。また、第4方面隊（木太・古高松・屋島）では算定パターンにより運用効果に差はあるが、概ね時間短縮の効果が見られる。第8方面隊（牟礼・庵治）では、最先着隊は現状と変わらないが、第2着隊の走行時間が長くなるため、常備消防力と消防団との連携、ならびに予防対策の普及啓発などの取

り組みが求められる。

なお、朝日分署の南方移転については、消防局が新たに運用している救急艇に関連するものである。移転検討にあたっては、救急艇の運用に支障がないよう十分な運用体制の整備検討が必要である。

○ 消防屯所の適正配置について

非常備消防力については、本市全域の消防屯所を対象とし、それぞれの地区への屯所、署所からの走行時間を算出し、密集地・非密集地の区分、常備消防力の走行時間、地区住民に占める消防団員の比率などを加味した結果、以下の各地区が整理検討地区及び補強検討地区として抽出された。



判別内容	地 区 名
整理検討地区	室町, 室新町, 東ハゼ町, 西ハゼ町, 紙町, 松並町, 西春日町, 勅使町, 田村町, 上天神町, 三谷町, 多肥上町, 出作町, 仏生山町, 三名町, 鹿角町, 成合町, 一宮町, 寺井町, 川部町, 円座町, 檀紙町, 春日町, 新田町, 高松町, 屋島中町, 元山町, 東山崎町, 下田井町, 林町, 六条町, 上林町, 由良町, 川島本町, 川島東町, 小村町, 大字大野, 寺井, 大字浅野, 大字川東下, 大字川東上, 大字川内原, 大字岡, 大字牟礼, 庵治町市街
補強検討地区	新北町, 茜町, 瀬戸内町, 浜ノ町, 峰山町, 大字原

また、整理検討地区、補強検討地区の把握とあわせて、屯所自体に着目し、屯所間の直線距離を基に、近接している屯所を把握するため、近接性について整理を行った結果、以下の各屯所が抽出された。

判別内容	屯 所 名
隣接する屯所が近い屯所	東部, 西部2, 鶴尾2, 鶴尾3, 太田1, 多肥2, 仏生山1, 一宮2, 一宮3, 香川2船岡, 香川2実相寺, 香川2上浅野, 香川1臼井, 庵治4湯谷, 庵治支所, 庵治3宮東, 庵治1才田, 庵治3北村, 庵治3松尾, 庵治2王の下, 庵治1浜,
隣接する屯所が遠い屯所	屋島1, 前田1, 東植田, 東植田菅沢, 西植田神内, 東植田城, 香西, 下笠居1, 下笠居2, 国分寺1, 国分寺2, 国分寺3, 国分寺4, 香南2, 塩江1, 塩江2, 塩江3, 香川4東谷, 塩江2岩部, 牟礼1, 庵治4高尻

今後の消防屯所整備にあたっては、地区から見て消防団の運用効果ならびに屯所の近接性の2面から判断し、屯所の補強にあたっては補強検討地区であること、ならびに隣接する屯所が遠いことを優先条件として付近の屯所を補強していくことが効率的である。また、同様に屯所の整理にあたっては整理検討地区であること、ならびに隣接する屯所が近いことを条件として、付近の屯所整理を検討することが、地域の消防力低下を避けながら、効率化を図ることができる。

適正配置の経過

- 平成 21 年 6 月～平成 23 年 3 月
消防力拠点施設の適正配置について、財団法人消防科学総合センターへ調査を委託し、消防力適正配置調査報告書が提出された。
- 平成 23 年 6 月～8 月
高松市消防防災等のあり方検討委員会を計 3 回開催し、次のとおり検討・審議を行った。

回数	開催日程	議 事
第 1 回	平成 23 年 6 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ○署所別の災害発生状況 ○消防庁舎耐震化の現況 ○南海地震発生に伴う液状化危険度予測および津波浸水予想 ○職員数の推移 ○消防署所の適正配置について <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の面積・人口・世帯数 ・消防署所配置の評価・算定方法 ・標準的な消防・救急隊の走行時間 ・現状の署所配置による運用効果 ・署所の適正配置と運用効果 ・調査のまとめと比較
第 2 回	平成 23 年 7 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○消防署所の適正配置について、3 案からの選択と意見集約 <ul style="list-style-type: none"> ・消防局における課題 <ul style="list-style-type: none"> 住宅防火対策の推進 防火対象物立入検査の強化 自主防災組織の結成促進 指揮・指令業務の充実・強化 救急体制の充実・強化 地震・風水害など大規模災害への対応 ・東消防署と川添出張所が統合した場合、走行時間に遅れが生じる地区があること。 ・救急艇を考慮したうえで、朝日分署を移転すること。 ○消防屯所の適正配置について
第 3 回	平成 23 年 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ○意見書（案）について

- 平成 23 年 9 月 16 日
高松市消防防災等のあり方検討委員会の白木委員長から、「消防力適正配置に関する意見書」が提出された。

【資料 4】

消防力適正配置に関する意見書

平成 23 年 9 月

高松市消防防災等のあり方検討委員会

目 次

意見内容 1 頁

1 消防署所の適正配置について

2 消防屯所の適正配置について

【資料 1】 消防署所の適正配置について 6 頁

1 東消防署，朝日分署，川添出張所の 3 署所を適正配置

2 東消防署と川添出張所の 2 署所を統合適正配置（朝日分署は現在地）

3 朝日分署を移転し，東消防署と川添出張所の 2 署所を統合適正配置

【資料 2】 消防屯所の適正配置について 9 頁

1 整理検討地区，補強検討地区の把握

2 近接している屯所の把握

3 今後の屯所整備のまとめ

【資料 3】 高松市消防防災等のあり方検討委員会要綱 11 頁

【資料 4】 高松市消防防災等のあり方検討委員会委員および幹事 . . . 13 頁

意見内容

今後の消防署所および屯所の適正配置について、近い将来、発生が想定されている、東南海・南海地震への対応と消防・防災体制の向上などの観点から、当委員会で検討・審議された意見を、次のとおり提出する。

1 消防署所の適正配置について

(1) 高松市消防局の課題と対応

住宅防火対策の推進、防火対象物立入検査の強化、および自主防災組織の結成促進などの予防行政の充実をはじめとして、消防・救急無線のデジタル化に伴う新たな指揮・指令業務への対応や、救急体制について充実・強化を図ることが求められている。

一方、本市においては、少子高齢化の進展により、人口および生産年齢人口の減少が予想され、市税収入の減少が見込まれることから、容易に職員を増員することは、困難であると想定される。

したがって、消防局における諸課題に対応するためには、署所の機能統合による職員配置の見直しを考える必要がある。

(2) 地震などの大規模災害に対する対応

近い将来、発生が想定されている東南海・南海地震において、消防署・分署は、災害活動の拠点施設として、基幹的役割を果たさなければならない。

しかし、耐震診断により、耐震性に問題があると指摘された東消防署、および耐震性に問題があり、液状化の危険度が極めて高い地域にある朝日分署については、災害時に十分な活動ができない恐れがあることから、移転を含めた整備が必要である。

なお、東消防署の整備については、津波による浸水被害を考慮すべきである。

(3) 3つの案について

ア 東消防署，朝日分署，川添出張所の3署所を適正配置

現行と同じ守備体制の，東・朝日・川添の3署所を適正配置した結果，東消防署は同位置，朝日分署は1 km ほど東寄り，川添出張所は0.5 km ほど北寄りとなった。

第1着消防隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，3ポイント増加した73%となった。

第2着消防隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，2ポイント増加した50%となった。

救急隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，2ポイント増加した71%となった。

署所が少しずつ移転することで，運用効果を向上させることはできるが，全域でほとんど変化はない。

署所を3箇所として，機能統合しないことから，施設整備に要する費用や，整備後の費用負担が高く，職員の適正配置が困難である。

イ 東消防署，川添出張所の2署所を統合適正配置（朝日分署は現在地）

東・川添の2署所を統合した署所の適正位置は，東消防署の1.5 km ほど西寄り，川添出張所の2.5 km ほど北寄りに設置され，国道11号線片田交差点南側の交差点付近となった。

第1着消防隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，1ポイント増加した71%となっており，平均走行時間は変わらないが，第5方面隊では4.5分以内の到着比率は21ポイント減少した59%で，比較的变化が大きい。

第2着消防隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，4ポイント増加した52%で，それ以降の到着比率はわずかに低下しているものの，平均走行時間は変わらない。

これは，東消防署が西に移転することで，第8方面隊の平均走行時間が長くなっているものの，第4方面隊では短くなっていることによるものである。

救急隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，4ポイ

ント増加した73%となっており、平均走行時間は変わらないが、第4方面隊の走行時間が0.6分短縮できるが、第8方面隊では0.4分長くなる。

一部の地域において走行時間に遅れが生じるものの、全体の運用効果について大きな変化は見られない。

2署所を機能統合するため、経費の負担軽減や職員の適正化により、諸課題に対応し、消防力の向上を図ることが可能であるが、朝日分署について、液状化の危険度が極めて高く、津波浸水被害が想定される現在地となるため、仮に必要な対策を講じて、災害時の活動拠点施設として十分に活動することができない恐れがある。

ウ 朝日分署を移転し、東消防署と川添出張所の2署所を統合適正

朝日分署の位置は、瀬戸大橋通りの福岡町一丁目交差点付近となり、東・川添の2署所を統合した署所の適正位置は、東消防署の2.0kmほど南西寄り、川添出張所の1.5kmほど北寄りに設置され、県道10号線宮之原交差点付近となる。

第1着消防隊の走行時間では、4.5分以内の到着比率は、1ポイント増加した71%となっており、平均走行時間は変わらない。

しかし、第5方面隊の4.5分以内の到着比率が8ポイント減少した72%になり、平均走行時間が0.5分長くなる。

また、第4方面隊の平均走行時間が0.4分長くなるものの、いずれの変化も比較的小さく、運用効果は他の方面隊と比べて同程度を維持している。

第2着消防隊の走行時間では、4.5分以内の到着比率は、3ポイント増加した51%となっている。それ以降の到着比率はわずかに低下し、平均走行時間も0.1分長くなっている。これは、東消防署が西に移転することで、第8方面隊の平均走行時間が長くなっていることが要因である。

救急隊の走行時間では、4.5分以内の到着比率は、6ポイント増加した75%となっており、平均走行時間は0.2分短

縮している。第8方面隊の走行時間が0.4分長くなるが、第1、第4、第5、第6方面隊では、0.1分から0.5分短縮している。

一部の地域において走行時間に遅れが生じるものの、全体の運用効果について大きな変化は見られない。

署所を統合することにより、経費の負担軽減や職員の適正化により、諸課題に対応し、消防力の向上を図ることが可能である。

なお、移転後の朝日分署については、救急艇の管理について配慮が必要となるとともに、液状化の危険度が高く、津波による浸水被害が想定されることから、建築時に、震災対策について、十分配慮すべきである。

(4) 結論

少子高齢化の進展や、人口の減少により、近い将来、市税収入の減少が見込まれている。

今後の施設整備にあたっては、市全体の消防・救急サービスが低下しないよう配慮し、整備に要する費用やランニングコスト、職員の適正配置による課題克服などを視野に入れ、最小の経費で、最大の効果が得られるよう体制を整備する必要がある。

また、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するためには、予防体制の充実や、指揮・指令業務を含んだ消防防災活動の強化に努める必要がある。

さらに、地震対策や東消防署の狭あいな敷地状況などについても総合的に勘案し、3つの案について、検討・審議を行った結果、「朝日分署を南方に移転するとともに、東消防署と川添出張所を統合し適正配置」する案が、最も妥当であると考えられる。

(5) 付帯事項

ア 東消防署と川添出張所の統廃合により、走行時間に遅れが生じる地区については、消防団や自主防災組織などの充実を図り、消防力の低下を招かないよう、体制整備に努めること。

イ 朝日分署の移転について、救急艇の運用に支障がないよう、

- 体制整備に努めること。
- ウ 移転候補地は、大規模災害発生時においても、災害活動の拠点施設として機能できる場所とするとともに、庁舎等については、可能な限り、震災対策を講じること。
- エ 東南海・南海地震に備え、優先順位を決め、早急に整備すること。
- オ 署所の機能統合により、消防隊の到着時間が遅くなる地域について、地元が納得できる説明が必要である。

2 消防屯所の適正配置について

(1) 消防屯所の現状と分析

平成17年度中に、高松市と周辺6町が合併したことにより、消防団はこれまでの29分団から、6分団増加して、35分団となり、消防屯所については38箇所増加し、94屯所となった。

このことから、今後の消防屯所のあり方を検討するため、運用効果を基にして一定の基準を設定し、整理検討地区および補強検討地区の抽出を行うとともに、屯所自体に着目し、屯所間の直線距離を基にした近接性について、整理を行った。

その結果、隣接する屯所の状況について、近い屯所と遠い屯所が抽出された。

(2) まとめ

消防屯所は、消防団の活動の中心となるものであり、消防団員は地域に居住または勤務する住民により構成され、地域に密着している。

さらに、地理や住民の居住先等の地域情報を十分に把握していることから、「自らの地域は自らで守る」という地域の防災力にとって、非常に重要な役割を担っている。

また、それぞれの消防団は、結成や運営について、歴史的な経緯があり、消防屯所の新設や統廃合には、地域の実情やその地域の住民の意見集約が前提となる。

したがって、屯所の統廃合等については、分団長会などにより、今回の調査結果を参考にして、議論をすすめる必要がある。

消防署所の適正配置について

1 東消防署，朝日分署，川添出張所の3署所を適正配置



署所適正位置と消防車両配置

署所名称	住所	ポンプ車	救急車
北 消防署	高松市宮脇町1丁目2番34号	2	1
朝 日 分 署	〃 朝日町5丁目付近	2	1
南 消防署	〃 多肥下町1530番地16	2	1
円 座 出 張 所	〃 円座町1035番地1	1	1
香 川 分 署	〃 香川町川東上947番地1	1	1
塩 江 出 張 所	〃 塩江町安原上東390番地1	1	1
東ハゼ救急ステーション	〃 東ハゼ町17番地8(建設中) ※現在は、同町681番地1にて運用中	—	1
東 消防署	〃 高松町91番地7(現状位置)	2	1
川 添 出 張 所	〃 元山町付近	1	—
山 田 出 張 所	〃 川島本町191番地3	1	1
牟 礼 分 署	〃 牟礼町牟礼3720番地328	1	1
西 消防署	〃 香西南町603番地1	2	1
綾 川 分 署	綾歌郡綾川町山田下1160番地1	1	1
国分寺 出張所	高松市国分寺町新名695番地4	1	1
三 木 消防署	木田郡三木町氷上373番地2	2	1
合 計		20	14

2 東消防署と川添出張所の2署所を統合適正配置（朝日分署は現在地）



署所適正位置と消防車両配置

署所名称	住所	ポンプ車	救急車
北 消防署	高松市宮脇町1丁目2番34号	2	1
朝日分署	〃 朝日新町1番16号	2	1
南 消防署	〃 多肥下町1530番地16	2	1
円座出張所	〃 円座町1035番地1	1	1
香川分署	〃 香川町川東上947番地1	1	1
塩江出張所	〃 塩江町安原上東390番地1	1	1
東ハゼ救急ステーション	〃 東ハゼ町17番地8(建設中) ※現在は、同町681番地1にて運用中	—	1
東・川添統合(仮)	〃 春日町付近	2	1
山田出張所	〃 川島本町191番地3	1	1
牟礼分署	〃 牟礼町牟礼3720番地328	1	1
西 消防署	〃 香西南町603番地1	2	1
綾川分署	綾歌郡綾川町山田下1160番地1	1	1
国分寺出張所	高松市国分寺町新名695番地4	1	1
三木消防署	木田郡三木町氷上373番地2	2	1
合計		19	14

3 朝日分署を移転し，東消防署と川添出張所の2署所を統合適正配置



署所適正位置と消防車両配置

署所名称	住所	ポンプ車	救急車
北消防署	高松市宮脇町1丁目2番34号	2	1
朝日分署	〃 福岡町付近 ※福岡町1丁目交差点	2	1
南消防署	〃 多肥下町1530番地16	2	1
円座出張所	〃 円座町1035番地1	1	1
香川分署	〃 香川町川東上947番地1	1	1
塩江出張所	〃 塩江町安原上東390番地1	1	1
東ハゼ救急ステーション	〃 東ハゼ町17番地8(建設中) ※現在は、同町681番地1にて運用中	—	1
東・川添統合(仮)	〃 春日町付近 ※宮之原交差点付近	2	1
山田出張所	〃 川島本町191番地3	1	1
牟礼分署	〃 牟礼町牟礼3720番地328	1	1
西消防署	〃 香西南町603番地1	2	1
綾川分署	綾歌郡綾川町山田下1160番地1	1	1
国分寺出張所	高松市国分寺町新名695番地4	1	1
三木消防署	木田郡三木町氷上373番地2	2	1
合計		19	14

消防屯所の適正配置について

1 整理検討地区、補強検討地区の把握

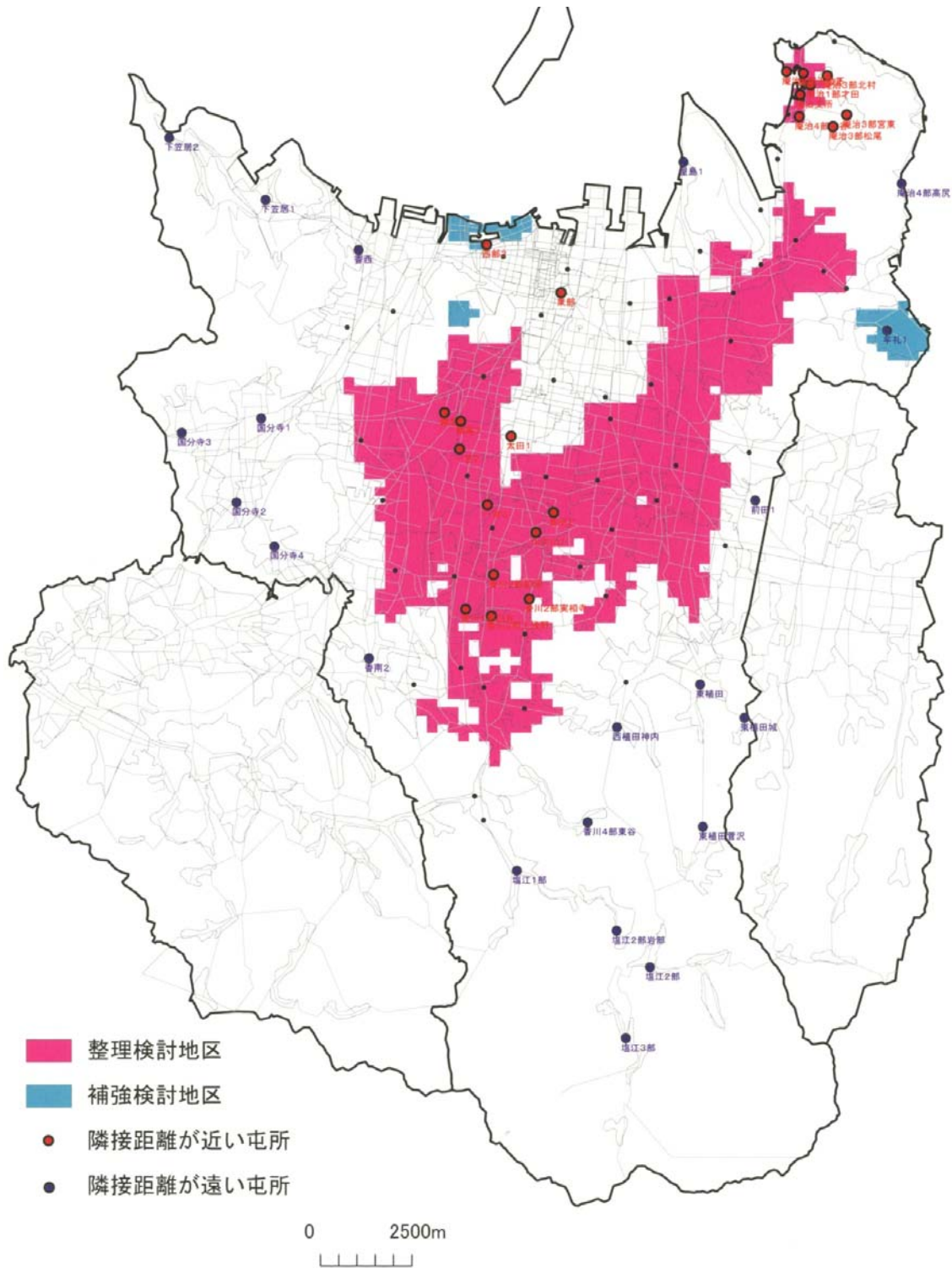
今後の非常備消防力の整備検討の資料とするため、運用効果を基にして基準を設定し、整理検討地区及び補強検討地区の抽出を行った結果、以下の各地区が整理検討地区及び補強検討地区として抽出された。

判別内容	地 区 名
整理検討地区	室町, 室新町, 東ハゼ町, 西ハゼ町, 紙町, 松並町, 西春日町, 勅使町, 田村町, 上天神町, 三谷町, 多肥上町, 出作町, 仏生山町, 三名町, 鹿角町, 成合町, 一宮町, 寺井町, 川部町, 円座町, 檀紙町, 春日町, 新田町, 高松町, 屋島中町, 元山町, 東山崎町, 下田井町, 林町, 六条町, 上林町, 由良町, 川島本町, 川島東町, 小村町, 大字大野/寺井, 大字浅野, 大字川東下, 大字川東上, 大字川内原, 大字岡, 大字牟礼, 庵治町市街
補強検討地区	新北町, 茜町, 瀬戸内町, 浜ノ町, 峰山町, 大字原

2 近接している屯所の把握

整理検討地区、補強検討地区の把握とあわせて、屯所自体に着目して屯所間の直線距離を基に、近接性について整理を行った結果、以下の各屯所が抽出された。

判別内容	屯 所 名
隣接する屯所 が近い屯所	東部, 西部2, 鶴尾2, 鶴尾3, 太田1, 多肥2, 仏生山1, 一宮2, 一宮3, 香川2部船岡, 香川2部実相寺, 香川2部上浅野, 香川1部臼井, 庵治4部湯谷, 庵治支所, 庵治3部宮東, 庵治1部才田, 庵治3部北村, 庵治3部松尾, 庵治2部王の下, 庵治1部浜
隣接する屯所 が遠い屯所	屋島1, 前田1, 東植田, 東植田菅沢, 西植田神内, 東植田城, 香西, 下笠居1, 下笠居2, 国分寺1, 国分寺2, 国分寺3, 国分寺4, 香南2, 塩江1部, 塩江2部, 塩江3部, 香川4部東谷, 塩江2部岩部, 牟礼1, 庵治4部高尻



3 今後の屯所整備のまとめ

今後の消防屯所整備にあたっては、地区から見て消防団の運用効果ならびに屯所の近接性の二面から判断し、屯所の補強にあたっては補強検討地区であること、ならびに隣接する屯所が遠いことを優先条件として付近の屯所を補強していくことが効率的であり、屯所の整理にあたっては、整理検討地区であること、ならびに隣接する屯所が近いことを条件として、付近の屯所整理を検討することが地域の消防力低下を避けながら効率化を図ることに効果的である。

高松市消防防災等のあり方検討委員会要綱

(設置)

第1条 本市の消防防災等のあり方について検討し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、高松市消防防災等のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討・審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討・審議する。

- (1) 本市における消防防災等の体制整備に関すること
- (2) 本市における消防防災等の対策に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の消防防災等のあり方に関すること

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 高松市消防団長
 - (2) 高松市自主防災組織連絡協議会会長
 - (3) 地域活動を行う団体の代表者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 地域防災活動に先進的に取り組んでいる地域の代表者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 2 前項第1号および第2号に掲げる委員の任期は、その職の期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、検討・審議事項について説明させ、または意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員とする。
- 3 委員長は、専門部会の調査に必要があると認めるときは、専門部会に臨時委員を置くことができる。ただし、臨時委員は、その者の指名に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門部会に部会長を置き、専門委員の中から、委員長が指名する。
(幹事)

第7条 委員会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、委員会に出席し、検討審議事項について意見を述べるることができる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防局総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文後段の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

高松市消防防災等のあり方検討委員会委員および幹事

1 委員

所属・職		氏名
香川大学危機管理研究センター長		(委員長) 白木 渡 <small>しらき わたる</small>
高松市消防団長		菰渕 將鷹 <small>もみづき まさたか</small>
高松市自主防災組織連絡協議会 会長		古田 辰男
地域活動を行う 団体の代表者	高松市コミュニティ協議会連合会 副会長	坂本 信孝
	高松市女性防火クラブ連絡協議会 会長	田所 雪子
	高松市民生委員児童委員連盟 副会長	森 芳彦
	高松市子ども会育成連絡協議会 会長	関元 盛夫 <small>せきもと もりお</small>
学識 経験者	高松市医師会 副会長	高島 美人 <small>よしと</small>
	(財)消防科学総合センター研究開発部 調査研究第1課主任研究員	渡辺 雅洋 <small>まきひろ</small>
地域防災活動を 先進的に取り組 んでいる地域の 代表者	松島地区コミュニティ協議会 会長	熊 康雄
	古高松南校区東新開自治会 自主防災会会長	植村 芳弘
	川添地区コミュニティ協議会 会長	岩部 弘
	牟礼地区南神自治会 自主防災会会長	井上 孝志
市長が特に必要と認める者（公募委員）		福田 トモコ
		村井 貴子 <small>たかこ</small>

2 幹事

高松市消防局長	高島 眞治
---------	-------

【資料5】

消防署所の適正配置

○ 3案の比較と検討

区 分		ア	イ	ウ
		東・朝日・川添の 適正配置	東・川添の 統合適正配置	朝日移転、東・川添の 統合適正配置
整備 内容	東消防署	現地で改築	移転整備	移転整備
	朝日分署 川添出張所	移転整備 移転整備	耐震・地盤改良工事 統 合	移転整備 統 合
消防力（第2着隊）		平均走行時間→変わらず (木太, 古高松, 屋島0.4分↑) (牟礼, 庵治0.3分↓)	平均走行時間→変わらず (木太, 古高松, 屋島0.4分↑) (川添, 林, 前田, 川島, 十河, 東・西樋田0.1分↓) (牟礼, 庵治2.2分↓)	平均走行時間0.1分↓ (東・西・南・北部0.4分↑) (木太, 古高松, 屋島0.3分↓) (川添, 林, 前田, 川島, 十河, 東・西樋田0.3分↑) (牟礼, 庵治3.3分↓)
救急サービス		平均走行時間0.1分↓ (東・西・南・北部0.2分↓) (木太, 古高松, 屋島0.4分↑)	平均走行時間→変わらず (木太, 古高松, 屋島0.6分↑) (川添, 林, 前田, 川島, 十河, 東・西樋田0.1分↑) (牟礼, 庵治0.4分↓)	平均走行時間0.2分↑ (東・西・南・北部0.5分↑) (木太, 古高松, 屋島0.4分↑) (川添, 林, 前田, 川島, 十河, 東・西樋田0.2分↑) (弦打, 鬼無, 香西, 下笠居, 国分寺0.1分↑) (牟礼, 庵治0.4分↓)
概算施設整備費 概算運用経費		約15億円 約6,000万円	約9億円 約5,000万円	約9億円 約5,000万円
職員の適正化		効果なし	効果あり	効果あり
建築上の課題		・現東消防署は敷地が狭く、建替時に代替用地が必要 ・救急艇の管理(監視カメラ等)が必要	・統合適正配置地点の用地確保が必要	・統合適正配置地点の用地確保が必要 ・救急艇の管理(監視カメラ等)が必要
防災上の課題		・朝日分署は液状化の危険度が極めて高い	・統合適正配置地点は浸水の危険性がある。 ・朝日分署は液状化の危険度が極めて高い	

消防力の第2着隊について、すべての案の平均走行時間にほとんど差はなく、救急サービスについては、ア案よりも、イ・ウ案の平均走行時間が、より効率的な消防・救急サービスを提供することができる。

概算施設整備費・運用経費について、ア案は、3署所を整備するため、イ・ウ案より、多額の費用が必要となる。

職員の適正化について、各署所における防火対象物に対する立入検査や査察などを、より一層充実させるとともに、消防・救急無線のデジタル化による電波の特性に伴い、災害現場において指揮・指令業務を一元的に行う必要が生じていることから、イ・ウ案の、東消防署と川添出張所を機能統合し、職員を適正配置する必要がある。

建築上の課題について、ア案は、現東消防署の敷地が約780㎡と狭く、建築時の代替用地が必要となり、また、防災上の課題について、イ案の朝日分署は、液状化の危険度が極めて高い、現地点での配置となっており、大規模災害発生時の消防活動に支障が出るおそれがある。

したがって、委員会における意見を基に、これらを総合的に勘案した結果、救急艇の管理方法の検討が必要となるものの、ウ案の「朝日分署を南方へ移転し、東消防署と川添出張所を機能統合して移転整備する」を採用する。